

支給の『繰上げ』・『繰下げ』

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳からですが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰上げて受けることができます。しかし、1ヶ月あたり 0.5% 減額された年金を受け取ることになり、その減額率は生涯続きます。

また、66歳以降に繰下げ請求した場合、1ヶ月遅らせるごとに 0.7%増額された年金を受け取ることができます。

65歳前に繰上げ請求を希望される方へ

次のことにご注意ください

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます（65歳からは両方とも受けられます）。
- ② 遺族厚生（遺族共済）年金の一部が支給停止になります（65歳からは両方とも受けられます）。
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられなくなります。

詳しくは年金事務所におたずねください。

◎昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げの支給率（数字は%）

	年齢	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰上げ支給	60歳	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5	75.0	75.5
	61歳	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5
	62歳	82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5
	63歳	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5
	64歳	94.0	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5
	65歳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
繰上げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0	142.0

例) 40年間保険料を納めた場合(満額受給)

平成25年度年額=786,500円

繰上げ支給

- ①60歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
786,500円×70%=550,600円
- ②63歳6ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
786,500円×91%=715,700円

繰下げ支給

- ①66歳8ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
786,500円×114%= 896,600円
- ②70歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
786,500円×142%=1,116,800円

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。